

平成 29 年 1 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	29年1月 農地部会		
日 時	平成29年1月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯		書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	欠
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	欠
31 小 原 邦 彦	○

18名中 15 名出席

欠席届出 藤 井 正 和

楠 井 常 夫

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成29年 1 月20日 (水) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長 おはようございます。
定刻がまいりましたので、ただいまより1月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計28件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中15名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、7番 藤井 委員さん、16番 楠井 委員さんから欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長 それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。
よろしくお願いたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、またお寒い中、早朝よりご出席を賜りまして、ありがとうございます。
さっそくではございますが、議事に移りたいと思っております。

大原部会長 本日の署名委員を
5番 梶野 委員さんと
8番 吉川 委員さんの お二人にお願いします。
次に、今月の現地調査につきましては、
9番 大久保 委員さん
21番 新谷 委員さん
31番 小原 委員さんと 私で、昨日の1月19日(木)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。
それでは、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原部会長 第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明
いたします。

1番、…、面積 660㎡、外1筆 計 1,578㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 181㎡、外2筆 計 471㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、…、面積 19㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、…、面積 36㎡。【議案読み上げ】
本件は、第4号議案4番と関連しております。
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項
各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特に異議がないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申
請」4件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大原部会長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件を議題に
供します。事務局の説明をお願いします。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について

田 路 書 記 ご説明いたします。

1番、…、面積 1,100㎡。【議案読み上げ】

2番、…、面積 879㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 995㎡、外1筆 計 1,034㎡。【議案読み上げ】

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」
3件 を受理し、処理してまいります。

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に
供します。

なお、第3号議案の 1番・2番 につきましては、現地調査を実施
しております。9番 大久保 委員 さんに 現地調査の報告を
お願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

大 久 保 委 員 それでは、報告させていただきます。

1番、…、面積 799㎡。【議案読み上げ】

場所は、川津町 字中又で、高松自動車道の高速道路の西約150m、
それと、大東川に架かる川津新橋から南へ350mくらい行ったところ
になります。

転用目的は、田圃を潰して太陽光発電設備を設置したいということです。
申請理由については、申請人が高齢となったことや子供についても
持病をかかえているということで田圃をするのが非常に難しくなったと。
そのため、将来の安定収入を確保したいことから太陽光発電による
収入を計画したということです。

農地の区分については、周辺の状況から第2種農地に該当すると思

大久保委員

われます。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

許可相当と思われます。

2番、…、面積 83㎡、外1筆 計 177㎡。【議案読み上げ】

場所は、昭和町のパチンコ ロッキーから 西へ約150m、県道33号線から北へ約150m入ったところで、付近は民家が密集しております。

申請理由は、平成6年頃に隣接する宅地に自己住宅を建築した際、農地を宅地の一部として取り込んで造成してしまったためということです。そのため今回無断転用を是正したいという申請です。

農地の区分ですが、都市計画により用途が準工業地域と定められております第3種農地に該当すると思われます。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

なお、無断転用については始末書の提出があります。

以上です。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま 大久保委員さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の方で補足説明がありましたらお願いします。

岡崎次長

はい、第3号議案につきましては、先ほど大久保委員さんからの現地調査報告のとおりでございまして、特に補足はございません。

以上です。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

第3号議案につきまして、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長

特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第4号議案の2番・5番につきましては現地調査を実施しております。ふたたび9番の大久保委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

〈現地調査報告〉

大久保委員

第4号議案

2番、・・・、面積 9.39㎡、外1筆 計 12.70㎡。【議案読み上げ】
転用目的ですが、宅地への進入路と家の宅地の法面、これが無断転用となっております、この際所有者から使用貸借権を設定して解消したいという申請です。

場所は、坂出商業高校から西へ 約400mのところですが、貞光線から宇多津町の方へ向かって上がる道がありますが、角山の焼却場へ行く途中の東側の斜面で、家のすぐ裏が山の斜面になっている場所です。

申請理由ですが、申請地は申請人の祖父が昭和58年頃から住宅への進入路や宅地の法面として利用しておりましたが、現在は住宅の宅地部分は譲受人である姉が、進入路と法面部分については譲渡人の弟がそれぞれ相続したということですが、農地の転用手続きをしていなかったことについて、今回その整理を行うため進入路と法面部分を相続した弟さんから使用貸借権を設定して無断転用を解消したいという申請です。

農地の区分ですが、第3種農地(第一種住居地域)に該当すると思われます。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

なお、無断転用については始末書の提出がありました。

続いて、5番、・・・、面積 165㎡。【議案読み上げ】

場所ですが、主要地方道 坂出港線と国道11号線との交差点の北約20mのところから西側に延びる道路を 約50m入ったところですが。転用目的は、貸駐車場の拡張用地。

申請理由ですが、譲受人は申請地の東隣を所有し貸駐車場を経営していますが、亡くなった母が申請地を平成8年に造成し、アスファルト舗装をして一体で貸駐車場を経営している状態です。

今回、無断転用であることが分かったので、無断転用を解消し併せて

大原部会長 所有権を移転するために申請を行ったということです。
農地の区分は、第3種農地(準住居地域)に該当すると思われます。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から
適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改
良区意見書から調整を了していると確認できます。
無断転用については、始末書の提出がありました。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま 大久保委員 さんより 現地調査の報告がありました、
他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について
ご説明をさせていただきます。

1番、…、面積、面積 333㎡。【議案読み上げ】
転用目的は、分家住宅 用地で、住宅 1棟 2階建 69.00㎡、
車庫 1棟 平屋建 24.28㎡を建築する計画です。
申請地の場所は、高松自動車道から 西へ 約150m、大東川
に架かる川津新橋から南西に 約170mに位置します。
無断転用はありません。
申請理由としまして、譲受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、
子供の成長に伴い住居が手狭となり、また、両親の生活を支援する
ため両親宅に近い申請地の一部に使用貸借権を設定し、自己住宅
を建築するため申請を行ったという案件です。
譲渡人は譲受人のお父さんで、お父さんの農地の一部を借りて分家
住宅を建てるといふ申請です。
農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

続いて2番についてですが、2番は先ほど大久保委員さんから現地
調査報告をいただいたとおりですが、一部補足としまして併せて利用
する土地が 1,413.45㎡と大変面積が大きく、一部進入路や山林部分
が含まれているとはいえ大部分が住居部分であり、非農家の自己住宅
で許可の見込みはあるのか事前に県の担当者と協議を行ったところ、

「宅地の有効面積が増えないのであれば無断転用の整理のため止むを得ないであろう。」という事で、転用目的が進入路及び法面という宅地の面積に影響のない転用申請となっております。

続いて3番、・・・、面積 999㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、分譲住宅 用地で、分譲住宅 3棟 2階建 216.00㎡を建築して販売する計画です。

申請地の場所は、市立白峰中学校から西へ 約500m、綾川に架かる新雲井橋から北東に 約450m に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺で以前農地転用の許可を受け分譲住宅の販売を行い好調だったことから、申請地周辺にて農地以外で分譲可能な用地を探していたが、見つからなかった。そのため、農地で再検討を行ったところ申請地について条件が合致したので、所有権を移転をし分譲住宅として販売するため申請を行った案件です。

譲受人は宅地建物取引業者の免許を取得しており、事務所を構えておりますが法人化まではしていないので、個人申請の様な形になっております。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、分筆した農地の残地については隣接農地所有者に所有権移転を行うため、第1号議案 3番で申請が出ています。

続いて4番、・・・、面積 571㎡、外1筆 計 583㎡。併せて利用する土地 2.19㎡ 合計585.19㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、非農家の自己住宅 用地で、住宅 1棟 2階建 164.07㎡ を建築する計画です。

申請地の場所は、市立白峰中学校から西へ 約950m、綾川に架かる雲井橋から東に 約200m に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は、現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い住居が手狭となり、また、日中は子供を奥さんの両親に預けたり、将来的に奥さんの両親の老後の世話がしやすい両親宅に近い申請地に奥さんの父親から使用貸借権を設定し、自己住宅を建築するために申請を行った案件です。

藤井事務局長補佐

譲受人は夫婦であり、譲渡人は譲受人の奥さんの父で、父の農地の一部を借りて娘夫婦が自己住宅を建てるという申請です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第1号議案 4番に関連しております。

これは、分筆した残地について実際は第1号議案 4番の譲受人が農地として一体で利用しているので、3条で譲り渡すという申請です。

続いて5番についてですが、こちらについては先ほど大久保委員さんから現地調査報告をいただいたとおりで、特に補足等はございません。

続いて6番、・・・、面積 879㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備 用地 です。

申請地の場所は、高屋町塩口自治会館の南西 約180m、神谷川に架かる高屋橋から東に約80m に位置します。

無断転用はありません。

申請理由として、譲受人は譲渡人である夫の所有する農地を利用して太陽光発電事業を行い資産運用をしようと検討してきたが、申請地を除いて外の農地は全て農用地に入っており、申請地だけが要件を満たしたので夫から使用貸借権を設定し事業を行うため申請した案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出をいただいております。

第2号議案の2番に関連しており、利用権での賃借権を解約して太陽光発電設備での転用を行いたいという事です。

続いて7番、・・・、面積 928㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備 用地 です。

申請地の場所は、坂出鴨川郵便局から北へ 約100㎡、志福寺の市道を挟んだ東側 に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は事業として太陽光発電事業を行って

藤井事務局長補佐 おり、経営規模の拡大を行うために太陽光発電設備の用地を探していたところ、相続により取得したものの非農家で農地の維持、管理に困っていた申請地を見つけ、関係者との同意が得られたので申請を行った案件である。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」7件につきましては、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。
なお、第5号議案2件については現地調査を実施しておりますので31番小原委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

小原委員 それでは、第5号議案について、ご報告させていただきます。

まず1番、…、面積 3.24㎡。【議案読み上げ】

申請地は、川津町 字中又、高松自動車の西約150m 大東川に架かる川津新橋から南へ 約350m に位置しております。

申請理由としましては、農地法施行以前より燈籠の建立用地であったために雑種地として利用しているという事ですが、今回太陽光発電の転用を行うに当たり申請してきたものです。

続いて2番、…、面積 42㎡、外1筆 合計 85㎡。【議案読み上げ】

小 原 委 員 申請地は 川津町 字元結木、宇多津町との境界近くで、大東川から西へ 約70m、県道富熊宇多津線のすぐ東に位置しております。申請理由ですが、平成6年頃に農道として整備され、現在にいたっているわけですが、今回隣接農地で何らかの転用計画があり、その際に地目が田であることが分かり、非農地の申請を出されたものであります。

以上です。

大 原 部 会 長 ありがとうございます。小原委員 さんより現地調査の報告がありました。事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第5号議案「非農地証明願」については、先ほど 小原委員さん からご報告いただいたとおりで、特に補足はございません。

以上です。

大 原 部 会 長 ということで、第5号議案につきまして、なにか ご意見 ・ ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」9件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」9件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が4件、更新が2件、再設定が3件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が2件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 9件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。

大原部会長 事務局より、第7号議案の説明がありました。なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」9件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 引き続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件を議題に供します。
事務局に、第8号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。
1番、・・・、面積 603 m²、外1筆 計 1,560m²。【議案読み上げ】
当初の転用目的としまして、分譲住宅 6棟 2階建 432.00m²で平成27年3月25日に農地転用の許可を取っております。
場所は、綾川に架かる新雲井橋から南東に 約250m、林田町中川原公民館の北東 約60mに位置するところです。
転用目的は、分譲住宅 6棟 2階建 432.00m²を、分譲住宅 4棟 2階建 334.77m²と分譲住宅 1棟 平屋建 93.00m²に変更したいという事です。
申請理由として、本申請は平成27年2月部会、第4号議案の3番で審議に諮られ、同年3月25日付けで許可となった案件である。既に6棟中3棟は完了しているが、うち1棟について当初2階建の予定であったところ平屋建に変更されている。また、未完了の3棟について、購入希望者から大きな住宅を建てるのに2棟分の区画を1棟分の区画として利用したいとの要望があったので、全体で6棟の計画を5棟に変更したいと変更申請を行ったものであります。
農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。
また、新たな計画において排水位置や方法については当初の経過と変更がないため、土地改良区意見書から調整を了していると考えられます。
その他としまして、本案件で変更しようとする区画の面積は、2区画を合わせても非農家自己住宅の上限面積である500m²を超えることは無

藤井事務局長補佐　　く、新たに建築する住宅についても県の基準である22%以上の利用率を満たしているため変更は止むを得ないと考えます。

　　以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長　　ただいま事務局の説明がございましたが、第8号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員　　【異議なし】の声あり

大原部会長　　特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原部会長　　以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細川事務局長　　事務連絡
　　○源泉徴収票配付の説明
　　○ドローン研修会(1/30開催)の出席確認

大原部会長　　それでは、これをもちまして1月の農地部会を閉会致します。長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時45分閉会)